

写

吉川市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年8月5日付け監29号で報告した定期監査の結果報告に基づき、吉川市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を別添のとおり公表する。

平成28年9月29日

吉川市監査委員 大泉将平

吉川市監査委員 齋藤詔治

《平成28年度第1回定期監査における措置の状況》

No.	監査結果	措置の状況
1	(東部市民サービスセンター) 過年度の手数料収入分の現金がレジスター内に保管されていたものが見受けられた。	ご指摘の現金については、速やかに歳入の処理を行い、手数料の事務処理に関して、必ず当日中に処理することを徹底した。
2	(子ども発達センター) 給食費集金のための封筒に記載された領収金額が訂正されているものが見受けられた。	領収金額の訂正をするときは、訂正印を使用し行うようにする。
3	(児童館ワンダーランド) 所定の見積書が添付されていないものが見受けられた。	所定の見積書にて手続をするよう改善。
4	(児童館ワンダーランド) 契約書に印紙が貼付されていないものが見受けられた。	印紙の貼付漏れがないよう改善。
5	(児童館ワンダーランド) 新年度に係る契約が当年度に契約されていたものが見受けられた。	契約は新年度に行うよう改善する。
6	(子育て支援センター) 臨時職員雇用契約に係る雇用条件通知書が交付されていないものが見受けられた。	交付されていなかった通知書については直ちに交付。 今後の契約の際には、確認し必ず手渡す。
7	(子育て支援センター) 保育ボランティア派遣事業において、派遣申込みをした者から保育ボランティア利用報告書の提出を受けていないものが見受けられた。	保育ボランティア派遣申込書を受理し、派遣が決定した際に発行する決定通知書に、利用報告書(様式)を添付する。